

介護老人保健施設シルバーケアヨシハラ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設シルバーケア ヨシハラ（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自らの目標が自己実現できるように、また自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者又は利用者の身元引受人（以下「代理人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び代理人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び代理人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合

- ⑤ 利用者又は代理人が、当施設、当施設の職員又は他の通所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用することができない場合
- ⑦ 利用者が入院又は入所した場合
- ⑧ 利用者が死亡した場合

(利用料金)

第5条 利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び代理人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付、または、通所利用の際利用者に持ち帰っていただきます。利用者及び代理人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります

3 当施設は、利用者又は代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び代理人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者（利用者の家族等）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し家族に対して説明し同意を得ます。また、当施設の身体拘束委員会に報告し定期的に評価します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおりさだめ、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号については、利用者及び代理人から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等の参考資料としての情報提供。なお、この場合でも利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 3 施設利用中に事故による負傷者が発生した場合、当施設の医師が診療を行います。夜間等診療が不可能な場合は強力医療機関に診療を依頼することがあります。

(要望又は苦情等の申出)

- 第10条 利用者及び代理人は、当施設の実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第11条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

- 附則 当約款は平成23年3月1日より施行する。
当約款は平成24年4月1日より施行する。
当約款は平成26年4月1日より施行する。
当約款は平成27年1月16日より施行する。
当約款は平成27年4月1日より施行する。
当約款は平成30年4月1日より施行する。

<別紙1>

介護老人保健施設シルバーケアヨシハラのご案内
(平成30年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 介護老人保健施設 シルバーケア ヨシハラ
- ・開設年月日 : 平成7年6月9日
- ・所在地 : 広島県尾道市向東町8883番地の5
- ・電話番号 : (0848) 44-4800
- ・ファックス番号 : (0848) 44-8401
- ・施設長 : 吉原 大貴
- ・介護保険指定番号 : 介護老人保健施設 (3451180024 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設シルバーケア ヨシハラの運営方針]

利用者の自立を促すための介護を行い、家庭復帰を目標とし、強制せず自由を重んじて生活を楽しんでもらい、利用者が各々の目標に応じて自己実現できるよう、画一的ではなく、個人に合わせて対応していきます。

施設長並びに全職員は一体となり、平等の立場でケアすることを理想とします。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤
・医 師	1 名	
・看護職員	6 名	2 名
・介護職員	18 名	13 名
・支援相談員	1 名	
・理学療法士		
・作業療法士	2 名	
・管理栄養士	1 名	
・介護支援専門員	1 名	
・事務職員	1 名	

(4) 入所定員等

- ・定員 80 名
- ・一般棟 個室 12 室、 2 人室 6 室、 4 人室 14 室

(5) 通所定員 40 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 通所リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事（＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に2回はご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス（各々の目標に合わせた選択サービスを含む）
- ⑨ 利用者が必要とする特別な医療用の食事の提供
- ⑩ 理容サービス（原則、希望により実施します。）
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名 称 尾道市立尾道市民病院
- ・ 住 所 尾道市新高山3-1170-177
- ・ 電 話 (0848) 47-1155

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 宗永歯科医院
- ・ 住 所 尾道市向東町8861-1
- ・ 電 話 (0848) 44-6470

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利

利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会 午前 10 時より午後 8 時までとします。
- ・ 外出・外泊 届出が必要です。最長期間 6 日まで（但し出入りの日数は除きます）
- ・ 所持品の持込み 届出が必要です。（電気製品使用時も）
- ・ 金銭・貴重品 原則として持ち込まないようにお願いします。
- ・ 施設外での受診 入所中は外泊時であっても施設の医師の許可が必要です。
できれば事前に連絡をしてください。
- ・ 設備・備品 故意による破損等については実費をいただきます。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災通報装置、火災報知機
- ・ 防災訓練 年 2 回以上（うち 1 回は夜間想定訓練）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の次の行為については禁止とします。

1. 喫煙（タバコ及びライターはナースステーションで預かります。）
2. 営利行為
3. 宗教の勧誘
4. 特定の政治活動
5. 飲酒
6. 火気の取扱い
7. ペットの持込み

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（本田裕介）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0848-44-4800）
要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙 2＞

通所リハビリテーションについて

(平成30年4月1日現在)

1、介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

- 2、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者及び要支援者の家族等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者などの協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（身元引受人）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

(平成30年4月1日現在)

介護老人保健施設シルバーケアヨシハラでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供